

三重県建設工事執行規則の施行に 関し必要な書類の様式を定める要綱

三重県建設工事執行規則(昭和39年三重県規則第16号)の施行に関し、必要な書類の様式は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

(1)	建設工事請負契約書	[第1号様式]
(1-1)	建設工事請負変更契約書	[第1号様式の1]
(1-2)	建設工事請負契約書の条項	[第1号様式の2]
(1-3)	建設工事請負契約書・別紙・差替条項【特定住宅建設瑕疵担保責任の対象工事に該当する場合用】	[第1号様式の3]
(2)	設計業務等委託契約書	[第2号様式]
(2-1)	設計業務等委託変更契約書	[第2号様式の1]
(2-2)	設計業務等委託契約書の条項	[第2号様式の2]
(2-3)	維持業務委託契約書	[第2号様式の3]
(2-4)	維持業務委託変更契約書	[第2号様式の4]
(2-5)	維持業務委託契約書の条項(単価契約用)	[第2号様式の5]
(2-6)	維持業務委託契約書の条項	[第2号様式の6]
(2-7)	維持業務委託契約書の条項	[第2号様式の7]
(2-8)	維持業務委託契約書の条項	[第2号様式の8]
(3)		[第3号様式] (様式削除)
(4)		[第4号様式] (様式削除)
(5)		[第5号様式] (様式削除)
(6)	工程表	[第6号様式]
(6-1)	工程表	[第6号様式の1]
(6-2)	実施計画表	[第6号様式の2(その1)(その2)]
(7)	工事譲渡・承継承諾申出書	[第7号様式]
(8)	工事譲渡・承継承諾通知書	[第8号様式]
(9)	部分下請負通知書	[第9号様式]
(10)	監督員選任(変更)通知書	[第10号様式]
(11)	現場代理人等選任(変更)通知書	[第11号様式]
(12)	管理技術者・照査技術者選任(変更)通知書	[第12号様式]
(13)	工事施工一時中止(再開)通知書	[第13号様式]
(14)	工事施工一時中止(再開)承諾書	[第14号様式]
(15)	工期延長願	[第15号様式]
(16)	工事延長通知書	[第16号様式]
(17)	不可抗力による損害通知書	[第17号様式]
(18)	損害調査結果通知書	[第18号様式]
(19)	工事完成報告書	[第19号様式]
(20)	委託業務完成認定書	[第20号様式]
(21)	委託業務補正命令書	[第21号様式]
(22)	委託業務完成報告書	[第22号様式]
(22-2)	維持業務実績報告書	[第22号様式の2]

(22-3) ()維持業務完了届	[第 22 号様式の 3]
(22-4)	[第 22 号様式の 4] (様式削除)
(22-5)	[第 22 号様式の 5] (様式削除)
(23) 委託業務補正完了報告書	[第 23 号様式]
(24) 工事目的物引渡書	[第 24 号様式]
(25) 請求書	[第 25 号様式]
(25-2) 請求書	[第 25 号様式の 2]
(26) 前金支払請求書	[第 26 号様式]
(26-2) 前金支払請求書	[第 26 号様式の 2]
(28) 指定部分完成報告書	[第 28 号様式]
(29) 指定部分引渡書	[第 29 号様式]
(30) 請負代金代理受領承認願	[第 30 号様式]
(31) 請負代金代理受領委任状	[第 31 号様式]
(32) 代替履行請求書兼債権譲渡承諾書	[第 32 号様式]
(32-2) 代替履行業者選定報告書兼債権譲渡承諾依頼書	[第 32 号様式の 2]
(32-3) 代替履行業者選定承認書兼債権譲渡承諾書	[第 32 号様式の 3]
(33) 代替履行承諾書	[第 33 号様式]
(34) 代替履行請求通知書兼債権譲渡承諾通知書	[第 34 号様式]
(35) 請負契約解除通知書	[第 35 号様式]
(36) 協議書	[第 36 号様式]
(36-2) 同意書	[第 36 号様式の 2]
(37) 通知書	[第 37 号様式]
(38) ()維持業務指示書	[第 38 号様式]
(39) 中間前払金認定請求書	[第 39 号様式]
(40) 中間前払金認定調書	[第 40 号様式]
(41) 是正等の措置請求書	[第 41 号様式]
(41-2) 是正等の措置結果書	[第 41 号様式 2]
(42) 請負代金内訳書	[第 42 号様式]

附 則

- 1 この要綱は、昭和 56 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 第一号様式別添条項第 21 条第 3 項、第 6 項及び第 7 項並びに第 25 条第 4 項の規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用するものとする。

ただし、この要綱施行の前日までに工期が到来しているものについては、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成 2 年 6 月 6 日から施行する。

ただし、この要綱施行の前日までに工期が到来しているものについては、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。